

事業者各位

(公社)東基連 青梅労働基準協会支部

**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習会開催のご案内**

事業者は、一定の有害な化学物質や四アルキル鉛等の含有物を製造し、または取り扱う作業については、標記の作業主任者技能講習を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」又は「四アルキル鉛等作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。(労働安全衛生法第14条、別表第18第20号、同施行令第6条第18号、第20号)

つきましては、この度標記の講習会を下記のとおり開催します。

## 記

1. 講習日時 ~~第一回 平成29年 7月26日(水)、27日(木)の2日間~~  
第二回 平成29年12月12日(火)、13日(水)の2日間
2. 講習時間 一日目：午前9時30分から午後5時まで  
二日目：午前9時30分から午後6時まで(修了試験含む)
3. 講習会場 東京都八王子労政会館(八王子市明神町3-5-1) ※申込書下段に案内図あり
4. 実施団体 公益社団法人東京労働基準協会連合会  
(衛第9号 登録満了日：平成31年3月30日)
5. 講習科目 法令に定められた科目
6. 受講料 12,340円(消費税込、テキスト代別)
7. テキスト 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト：1,940円(消費税込み)

## 8. 受講申込受付

(1) 申込締切日 毎回開催日7日前です。但し、青梅支部部分は毎回定員25名で締切ります。

(2) 申込先 別紙(受講申込書)に必要事項を記入の上、下記事務局に申し込み下さい。

団体事務局名	所在地	電話番号/FAX	定員
(公社)東基連 青梅労働基準協会支部	青梅市河辺町5-14-2 西多摩小売酒販会館 2階	電話：0428-24-8917 FAX：0428-24-8939	25名

(3) 申込方法 ① 受講申込書に必要事項記入(来会、現金書留、銀行振込を選択)の上、FAXで仮申込み後、受講料、テキスト代、写真2枚(縦30mm×横24mm、上三分身、背景無地、6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。)を添え、正式申込み手続きをお願いします。

② 具体的な正式申込方法については、当青梅労働基準協会支部ホームページ「支部からのお知らせ」欄の「講習会等の申込方法の変更について」をご覧ください。

③ キャンセルについては、受講日7日前まで申し出下さい。それ以降は受講料の払い戻しはできません。

## 9. その他

(1) 全科目を修了し、かつ、修了試験に合格された方には修了証を交付します。

(2) 講習初日は、朝7時30分を行いますので、9時20分には着席ください。

(3) 駐車場が狭いので、お車でのお越しはご遠慮ください。

以上

